

マル得ニュース KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 4 丁目 30 番 8 号 小林会計事務所

知っておきたい優遇税制 ～生産性向上設備投資促進税制～

平成 26 年度税制改正により創設された生産性向上につながる設備投資の税負担軽減「生産性向上設備投資促進税制」をご存知でしょうか。

“生産性を特に向上させる”と認められた設備投資として一定の要件を満たせば、即時償却又は最大 5% の税額控除が適用でき、今までに無かった建物なども本税制では対象になっています。

また、本税制の創設に伴い、従来からの「中小企業投資促進税制」(以下「中促」)の対象で、さらに“生産性を特に向上させる”(※適用要件を満たす)設備であれば、「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」が適用され、さらなる手厚い優遇が受けられることになりました。最低 70 万円程度の設備投資でこの優遇を受けられることがあるので、設備投資を検討されている方は、是非チェックしてみてください。

(※「中促」につきましては、第 194 号をご覧ください。)

- 対象者：青色申告をしている法人・個人(対象業種に制限なし。非製造業者も対象です)
- 優遇措置：平成 26 年 1 月 20 日～平成 28 年 3 月 31 日(の間に取得・事業の用に供した場合)
 - ・・・取得価額の 5% 税額控除(建物及び構築物は 3%) 又は 即時償却
 - 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日(の間に取得・事業の用に供した場合)
 - ・・・取得価額の 4% 税額控除(建物及び構築物は 2%) 又は 特別償却 50%(建物及び構築物は 25%)
- 中促の上乗せ措置：平成 26 年 1 月 20 日～平成 29 年 3 月 31 日(の間に取得・事業の用に供した場合)
 - ・・・取得価額の 7% (最大で 10%) の税額控除 又は 即時償却

	[A 類型] 最新設備の要件	[B 類型] 利益改善のための設備の要件
種類	簡単な手続きで、税制優遇が受けられます。 機械装置 / 工具 / 器具備品 / 建物 / 建物附属設備 / ソフトウェア ※機械装置以外は一部の設備のみ	利益改善のための一連の設備が丸ごと対象になります。 機械装置 / 工具 / 器具備品 / 建物 / 建物附属設備 / 構築物 / ソフトウェア
必要 手続	設備メーカーから、証明書を受け取ってください。	投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、経済産業局へ申請してください。 ※経済産業局による確認は、設備の取得等の前に実施すること
要件	☐ 最新モデルであること ☐ 生産性が年平均 1% 以上向上していること ☐ 一定の価額以上であること	☐ 投資利益率が 15% 以上 (中小企業者等は 5%) であること ☐ 一定の価額以上であること

太陽光発電設備もまだ即時償却が可能です！！

環境関連投資促進税制(いわゆるグリーン税制)を適用すると、平成 27 年 3 月 31 日までの取得、かつ、取得から 1 年以内に事業に使用された設備については、初年度に即時償却できました。しかし、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得する設備については、この税制では即時償却出来なくなりました。

もし平成 27 年 4 月 1 日以後取得の太陽光発電設備の投資に関して、即時償却をお考えであれば、生産性向上設備投資促進税制を検討してみてもいいかもしれません。

小林流月次決算で業績 5% アップ！ TEL 028-660-8411 FAX 028-660-8455

URL <http://www.kobayashi-kaikei.jp> ご連絡ください (担当: 板橋)